資料２－４

多摩26市におけるまちづくり計画の認定基準

	まちづくり計画案認定要件									必要書類							備考
	区域に関する規定				法令への適合に関する規定			周知等に関する規定									
	街区の形成に足る土地の区域(道路河川等で区切られた区域)となっていること	歴史的、文化的、地理的な繋がりを配慮した区域となっていること	町会、自治会その他の地域の団体の活動区域に配慮した区域の設定であること。	区域面積	法等	都市計画基本方針	条例（基本理念）	地区住民への説明会の開催	地区住民同意	計画書	位置図	区域図	公図	土地及び建物の登記簿	地区住民への計画の説明状況を示す書類	地区住民同意を示す書類	
八王子市	○	○	○	5000㎡以上	－	○	－	－	1/2以上	○	－	○	○	－	○	○	
立川市																	
武蔵野市	－	－	－	1000㎡以上	○	－	－	○	1/2以上	○	○	○	○	○	○	○	
三鷹市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	※市が計画の策定を行う。計画策定後、対象地域における協議会の認定を行う。
青梅市																	
府中市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	※市が計画の策定を行う。計画策定後、対象地域における協議会の認定を行う。
昭島市																	
調布市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	※市が計画の策定を行う。計画策定後、対象地域における協議会の認定を行う。
町田市	－	－	－	1000㎡以上	－	－	－	－	1/2以上	－	－	○	－	－	○	○	
小金井市	○	－	－	5000㎡以上	－	○	－	－	2/3以上	○	－	○	－	○	－	○	
小平市	○	○	○	3000㎡以上	－	○	－	－	1/2以上	○	－	○	○	－	－	○	
日野市	－	－	－	3000㎡以上	－	－	－	○	2/3以上	○	○	○	－	－	－	－	
東村山市																	
国分寺市	－	－	－	3000㎡以上	－	－	－	－	1/2以上	○	○	○	－	－	－	○	
国立市																	
福生市	○	－	－	－	－	－	－	－	全員	○	－	○	－	－	－	○	
狛江市	－	－	－	－	－	－	－	－	1/2以上	○	－	○	－	○	－	○	
東大和市	－	－	－	5000㎡以上	－	－	－	－	2/3以上	○	○	○	－	－	－	○	
清瀬市	○	－	－	3000㎡以上	－	－	－	－	1/2以上	○	○	○	－	－	－	○	
東久留米市																	
武蔵村山市	○	－	－	1000㎡以上	○	○	○	○	1/2以上	○	○	○	○	○	○	○	
多摩市	－	－	－	5000㎡以上	－	－	－	－	1/2以上	○	－	○	－	－	－	○	
稲城市																	
羽村市																	
あきる野市																	
西東京市																	